

【資料の部】

1 国土交通省平成15年3月28日付け通達（6局長連名通達）

各地方整備局長
北海道開発局長
各地方航空局長
沖縄総合事務局長

} 宛て

国総国調第191号
国都公緑第235号
国河総第1867号
国道国第345号
国港管第1177号
国空管第320号
平成15年3月28日

国土交通省総合政策局長
国土交通省都市・地域整備局長
国土交通省河川局長
国土交通省道路局長
国土交通省港湾局長
国土交通省航空局長

事業認定等に関する適期申請等について

土地収用制度に関しては、昭和63年6月15日臨時行政改革推進審議会の「地価等土地対策に関する答申」及び同年6月28日閣議決定の「総合土地対策要綱」を踏まえ、その積極的活用を図るため、「事業認定等に関する適期申請のルール化について」（平成元年7月14日付け建設省経整発第53号、建設省河総発第182号及び建設省道一発第30号建設省建設経済局長、河川局長及び道路局長通達。以下「元年通達」という。）により、事業認定等に関する適期申請のルール（以下「適期申請ルール」という。）を定め、その実施に努めてきたところである。

ところで、今般、平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業について、適期申請ルールの徹底を図るよう努められたい。さらに、都市計画事業への適期申請ルールの適用、事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表などについて、元年通達の内容に加えることとし、同通達を下記の通り全面改定したので、遺漏のないよ

う取り扱われたい。

なお、元年通達については、本通達の発出日をもって廃止する。

記

1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント（土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。）となった時、又は用地幅杭の打設（同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。）から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで、収用手続きに移行するものとする。ただし、ダム建設事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

また、事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用にあたっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、外部委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示（手続保留の申立てを行った場合は手続開始の告示）の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業承認を受けた事業における裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業承認後、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業承認区間（区域）における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで、その準備に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページを活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するものとする（大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする。）。

なお、当該情報の公表にあたっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また、適期申請ルールについては、現場の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを活用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

2 国土交通省平成15年3月28日付け通達 (11 課長連名通達)

国総国調第192号
国都公緑第236号
国河環第117号
国河治第236号
国河保第67号
国河海第69号
国道国第316号
国港管第1178号
国港建第268号
国空管第321号
国空計第61号
平成15年3月28日

各地方整備局建政部長
河川部長
道路部長
港湾空港部長
用地部長
北海道開発局開発監理部長
事業振興部長
建設部長
港湾空港部長
各地方航空局飛行場部長
沖縄総合事務局開発建設部長

} あて

国土交通省総合政策局国土環境・調整課長
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長
国土交通省河川局河川環境課長
国土交通省河川局治水課長
国土交通省河川局砂防部保全課長
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長
国土交通省道路局国道課長
国土交通省港湾局管理課長
国土交通省港湾局建設課長
国土交通省航空局飛行場部管理課長
国土交通省航空局飛行場部計画課長

事業認定等に関する適期申請等について

標記については、平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達（以下「連名局長通達」という。）により定められたところであるが、連名局長通達の運用については下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、平成元年7月14日付け建設省経整発第54号、建設省河治発第46号、建設省河都発第31号、建設省河開発第90号、建設省河海発第30号、建設省河防発第78号、建設省河砂発49号、建設省河傾発第45号、建設省道一発第31号建設省建設経済局調整課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局都市河川室長、建設省河川局開発課長、建設省河川局海岸課長、建設省河川局防災課長、建設省河川局砂防部砂防課長、建設省河川局砂防部傾斜地保全課長、建設省道路局国道第一課長通達は、本通達の発出日をもって廃止する。

記

- 1 連名局長通達記1中「収用手続きに移行」とあるのは、速やかに事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請を行うことをいうものとする。
- 2 連名局長通達記中の「大規模な事業又は特別な事情がある事業」とは、次に定める事業をいうものとするが、同通達の趣旨に鑑み、例外的取扱いは極力さけるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ごとに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。
なお、連名局長通達記3にあるとおり、「大規模な事業又は特別な事情がある事業」についても、事業の進行管理の適正化を図る観点からの情報の公表については、その対象となることに留意すること。

(1) 大規模な事業

- 一 ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむね200以上の事業

(2) 特別な事情がある事業

- 一 収用手続きの実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手続きを実施することが困難である事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業

- 3 連名局長通達記1中の「計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間」の連絡調整は、計画事業の土地収用法との関係、事業認定の申請に関する事務の分担等について、例えば、各部局間の連絡・調整機関を設置する等の方法により効果的に実施すること。
- 4 連名局長通達記3の「情報の公表等」については、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の適切な事務の分担のもと、別記要領に従い実施すること。
- 5 連名局長通達における外部委託の活用に関しては、事業認定の申請書及び添付図書の作成等で外部委託が可能なものについては、積極的に補償コンサルタント等への委託を進め、事務の合理化を図ること。

別記要領

I. 適期申請ルールの周知について

- 「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
 - ・各地方整備局等のホームページに適期申請ルールを掲載する等により、住民の理解増進を図ること。
 - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、現場職員への周知徹底を図ること。

II. 事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

①公表の対象となる事業

- 全ての国土交通省直轄の公共事業のうち、用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達したものを対象とする。
 - ※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業（ダム、空港、パイパス等）及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。
- ただし、事業年度が3ヵ年以内である小規模な事業は対象外とする。

②公表内容

- 事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」を公表することとする。（別紙様式1参照。）
- 都市計画事業については、都市計画事業承認単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。（別紙様式2参照。）

③公表方法

- 各地方整備局等のホームページに一覧表形式で掲載することとする。（別紙様式1及び別紙様式2参照。）
- 一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。

【印紙様式 1】

主要事業の用地取得の進捗状況等について

事業名称 (事業認定単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	取用手続への移行の状況 並びに取用手続に移行していない場合はその理由及び対応策
	用地取得率	用地取得率			
	用地取得率	用地取得率			

平成〇〇年〇月 1日現在

※用地取得率は、土地所有者、関係人数全体に対する基本計画の土地所有者、関係人数の割合をいう

※完成見込時期等に関しては平成〇〇年〇月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある

※用地幅杭打設終了の時期とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる

別紙様式2]

都市計画事業の状況等について

平成〇〇年〇月1日現在

事業名称 (事業承認単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
	用地幅杭打設 終了の時期	用地 取得率			

※ 用地取得「着工」とは、土地所有者・関係人数全株に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう。
 ※ 完成見込時期等については平成〇〇年〇月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。
 ※ 用地幅杭打設終了の時期とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる。

3 国土交通省平成17年3月25日付け通達

国 総 公 第 3 号
平成17年3月25日

各地方整備局用地部長
同 港湾空港部長
北海道開発局開発監理部長
各地方航空局飛行場部長
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省総合政策局
国土環境・調整課 公共用地室長

事業認定等に関する適期申請の実施について

標記については、「事業認定等に関する適期申請等について」（平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達（以下「連名局長通達」という。）」が定められているところであり、今般、事業認定の適期申請に関して、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）（平成17年3月23日）」において、「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続に移行するといった起業者側の誤解が見受けられる」との指摘がなされたことから、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」においても、別紙のような周知措置を講じることとされたところです。

については、連名局長通達の趣旨は、本来、遅くとも80%または3年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨改めて留意願います。

なお、このことについては、貴職より貴局内の関係事業担当部局にも周知をお願いします。

別紙

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）（抄）

II 16年度重点計画事項（分野別各論）

1.1 住宅・土地・環境

5 土地収用法の積極的な活用等

平成15年3月の事業認定等に関する適期申請等についての国土交通省の通達では、土地収用法における事業認定の申請は、「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続きに移行するといった起業者側の誤解が見受けられるとの指摘もなされている。

このため、当該通達について、このような誤解を防止するため、この趣旨は、本来、遅くとも80%又は3年までに収用手続きに移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨文書により周知徹底を図る。【平成16年度中に措置】（III 住宅ア⑤b）

（以下 略）

4 国土交通省平成21年12月25日付け通達

平成21年12月25日

国土用第 56号

国都公景第146号

国河治第 85号

国河保第 188号

国道国防第107号

国港総第 737号

国港技第 48号

国空政第 97号

各地方整備局建政部長 殿
河川部長 殿
道路部長 殿
港湾空港部長 殿
用地部長 殿
北海道開発局開発監理部長 殿
事業振興部長 殿
建設部長 殿
港湾空港部長 殿
各地方航空局空港部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

土地・水資源局総務課長
都市・地域整備局公園緑地・景観課長
河川局治水課長
河川局砂防部保全課長
道路局国道・防災課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局空港部空港政策課長
(公 印 省 略)

早期かつ適正な用地取得の実施等について

適切な用地取得の実施等については、地方整備局用地事務取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第86号）、地方整備局港湾補償事務取扱規則（平成21年7月14日付国港総第248号）、事業認定等に関する適期申請等について（平成15年3月28日国総国調第191号。以下「適期申請通知」という。）、用地取得の不正防止対策について（平成14年1月29日国総国調第169号。以下「不正防止対策通知」という。）等において定められているところである。

ところで、今般、平成20年12月22日の規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」において、「各事業に伴う用地取得に関して、収用手続に移行する前に、任意交渉において早期かつ適正に用地を取得するべく、運用の改善が必要である。」等との指摘がなされ、これを受けて平成21年3月31日閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」においても、同答申の指摘に沿って措置を講じることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業についての、計画的な用地取得業務の実施等のための措置について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、上記通知等に定められた取扱いについても、改めて徹底を図られたい。

記

1. 計画的な用地取得業務の実施について

(1) 予め明示された完成予定時期を目標とする計画的な用地取得の推進

社会・経済的な側面から効果の高い事業等について、予め明示された完成予定時期や用地取得上のあい路に関する調査の結果等を踏まえて、用地取得着手時点から事業完成時期に至るまでの複数年度に亘る用地取得に関する計画を策定し、各年度毎に適切な措置を講じる等により、計画的な用地取得を推進すること。

その際、事業主体として事業の進行管理を徹底するため、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局が、連絡・調整機関において、事業計画の段階から十分な連携調整を行うこと。

(2) 適切かつ迅速な用地交渉の実施

イ 用地交渉における補償金額の提示については、地方整備局用地事務取扱細則準則（平成13年1月15日国総国調第5号）第52条第1項又は地方整備局港湾補償事務取扱細則準則（平成21年7月14日付国港総第249号）第47条第1項及び不正防止対策通知記一（一）に基づき、事務所長の決裁後に書面にて行うことを再度徹底すること。

ロ 用地交渉において土地調書及び物件調書を説明する際には、地権者等において補償の概要を正確に理解できるよう、必ず用地実測図、物件配置図等の書面を提示すること。

また、上記書面による説明の日から原則として2年以内にイによる補償金額の提示を行うよう努め、用地取得の迅速化を図るものとする。ただし、集団移転が必要となるダム事業に係る用地交渉及び大規模な工場、営業所、旅館、商店等、マンション等集合住宅、多数の相続人や権利者等が関係する物件等に係る用地交渉については、これによらないことができるものとする。

(3) 地権者等に対する適切な説明の実施

地権者等に対する説明や照会に対する回答については、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で密接に情報共有及び連携を図り、照会内容に応じて適切な担当から説明等を行うことを徹底すること。

(4) 用地交渉業務に関する民間委託の推進等

計画的な用地取得を推進する上で、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく「総合補償部門」の登録を受けている補償コンサルタント等の活用によって用地交渉業務の重点的かつ効率的な実施が確保できる場合には、積極的に民間委託を進めること。

また、用地取得の円滑な実施を図る観点から、地元関係者に対する補償相談窓口を設置する場合には、必要に応じ、弁護士、税理士等の外部の専門家の活用を図ること。

2. 事業認定等に関する適期申請等について

(1) 事業認定の申請時期についての徹底

土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用については、適期申請通知記1に基づく、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期における申請の実施等の取扱いを再度徹底すること。

その際、適期申請通知記1の趣旨について、職員に再度徹底するとともに、ホームページ等を活用する等により、住民にその趣旨を十分に理解されるよう改めて努めること。

なお、適期申請通知記1の趣旨は、本来、遅くとも用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過したものは、収用手続に移行すべきとしたものであり、用地取得率が80パーセントを下回る時又は用地幅杭の打設から3年を経たない時であったとしても、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期と判断される場合、事業効果の早期発現を図る観点から、速やかに事業認定を申請することが望ましい措置である旨、改めて留意すること。

(2) 大規模な事業についての取扱い

適期申請通知記1中の「大規模な事業」については、用地取得の進捗状況の管理の徹底を行い、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に遅滞なく事業認定の申請を行うよう努めること。

3. 情報の公表等について

(1) 用地取得の進捗状況等についての適切な公表

用地取得の進捗状況等については、適期申請通知記3による適切な情報の公表の徹底を図ること。なお、公表は、年2回(1月及び7月)定期的に行うこととする。

(2) 事業評価等の適切な情報開示

事業評価の結果等の情報については既に公表されているところであるが、円滑な用地取得を図る観点から、用地取得の進捗状況等についての情報と併せて、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で情報共有を図るほか、地権者等に対して適切な情報の提供に努めること。

5 沖縄地区用地対策連絡会平成15年12月16日付け理事会申し合わせ事項

沖縄用対第55号
平成15年12月16日

沖縄県土木建築部長 殿

沖縄地区用地対策連絡会会長
(内閣府沖縄総合事務局次長)



公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

標記について、平成15年12月16日の理事会において別紙のとおり申し合わせたので、通知する。

／ 全業通覧済



別紙

公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、早期完成による事業効果の早期発現を図るべきとの考え方が強まっている。平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日「規制改革推進3か年計画（再改定）（閣議決定）」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。

このことを受け国土交通省では平成15年3月28日に「事業認定等に関する適期申請等について」の通達が発出され、土地収用法の積極的活用や都市計画事業も含めた所管事業の進捗状況などをホームページに公表する取り組みが実施されている。

また、中央用地対策連絡協議会においても、平成15年7月31日に「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について」の申し合わせがなされたところである。

こうした状況の下、沖縄地区用地対策連絡会としても、公共・公益事業の実施者として、それぞれの管内で実施している事業に対する説明責任を果たす観点から、事業効果の早期発現に向けた取り組みを行うことについて、下記のとおり申し合わせの標準を定めることとする。

記

1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント（土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。）となった時、又は用地幅杭の打設（同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。）から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行（事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請）するものとする。

ただし、次に定める事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとするが、こうした例外的取扱いは極力さけるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ごとに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。

また、事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、補償コンサルタント等への委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

(1) 大規模な事業

- 一 ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむね200以上の事業

(2) 特別な事情がある事業

- 一 収用手続の実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手続を実施することが困難である事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業

2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示（手続保留の申立てを行った場合は手続開始の告示）の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業認可（承認）を受けた事業における裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認可（承認）後、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業認可（承認）区間（区域）における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで、その準備に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページ等の広報媒体を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等について、別記要領に従い公表するものとする（大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする）。

なお、当該情報の公表に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また、適期申請ルールについては、現場の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを活用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

別記要領

I. 適期申請ルールの周知について

- 「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
 - ・各起業者のホームページ等の広報媒体に適期申請ルールを掲載する等により、住民の理解増進を図ること。
 - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、現場職員への周知徹底を図ること。

II. 事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

①公表の対象となる事業

- 用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達した主要事業のうち、事業費が20億円以上のものを対象とする。

※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業（ダム、空港、バイパス等）及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。

- ただし、事業年度が3カ年以内である小規模な事業は対象外とする。

②公表内容

- 事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手续への移行の状況並びに収用手续に移行していない場合にはその理由及び対応策」を公表することとする（別紙様式1参照。）

- 都市計画事業については、都市計画事業認可（承認）単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。（別紙様式2参照。）

③公表方法

- 各起業者のホームページ等の広報媒体に一覧表形式で掲載することとする。（別紙様式1及び別紙様式2参照。）

- 一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。

【別紙様式2】

都市計画事業の状況等について

事業名称 (事業承認単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
	用地幅杭打設 終了の時期	用地 取得率			

平成〇〇年〇月〇日現在

※「用地取得率」とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいふ。
 ※「完成見込時期」等に関しては平成〇〇年〇月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。
 ※「用地幅杭打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる。